

感染に関して困ったときは・・・

感染者との接触等の不安を感じたとき

感染者と接触したとき
疑いのある症状が出たとき

息苦しさ（呼吸困難）
強いだるさ（倦怠感）
高熱等のいずれかがある場合

■神奈川県 帰国者・接触者相談センター
☎045(285)0536

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症に係る電話相談窓口
☎(0120)565653（フリーダイヤル）

【平日昼間（午前9時～午後9時）】

■茅ヶ崎市保健所 帰国者・接触者相談センター
☎0467(55)5395

【平日夜間（午後5時15分～午前8時30分）】
【休日（24時間）】

■神奈川県 帰国者・接触者相談センター
☎045(285)1015

こんな症状のときは要注意

【息苦しさなど】

- ・息が荒くなった（呼吸回数の増加）
- ・急に息苦しくなった
- ・日常生活の中で少し動くと息が上がる
- ・胸の痛みがある
- ・横になれない、座らないと息ができない
- ・肩で息をしている、ゼーゼーしている

【表情・外見】

- ・顔色が明らかに悪い
- ・唇が紫色になっている
- ・いつもと違う、様子がおかしい

【意識障害】

- ・ぼんやりしている（反応が弱い）
- ・朦朧としている（返事がない）
- ・脈が飛ぶ、リズムが乱れる感じがする

PCR 集合検査（ドライブスルー方式）の案内（寒川町・茅ヶ崎市の方へ）

月曜日～土曜日の週6日 午後7時30分～午後9時30分

茅ヶ崎医師会内の
かかりつけ医に受診

必要と判断した場合に、
PCR 集合検査の予約

PCR ドライブスルー

- ・かかりつけ医の診察で必要と判断した場合に、予約して車で現場に向かう
- ・日中診療を行なっている、かかりつけ医が夜間に集合検査場で輪番に従事する

※寒川町内の医療機関（一部を除く）についても茅ヶ崎医師会に属します。

※通常どおり保健所から紹介される病院で検査を受けることも可能ですので、お車をお持ちでない方はそちらをご利用ください。

新型コロナウイルス感染症に関する町へのお問い合わせ

※問い合わせ先が役場の場合は電話番号 74-1111 を省略しています。

また、市外局番を省略しているものについては、すべて 0467 が市外局番となります。

見出しタイトル	担当課・担当施設	問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるとき	茅ヶ崎市保健所 帰国者・接触者相談センター ・平日 午前9時～午後9時 (夜間) 神奈川県 帰国者・接触者相談センター ・平日 午後5時15分～翌朝8時30分 ・休日 24時間	電話55-5395 ファクス82-0501 電話045-285-1015
新型コロナウイルス感染症に関する相談があるとき	神奈川県 新型コロナウイルス肺炎専用ダイヤル ・午前9時～午後9時 厚生労働省 電話相談窓口 ・午前9時～午後9時 寒川町コロナ健康相談 ・午前9時～午後5時	電話045-285-0536 電話0120-565-653（フリーダイヤル） 電話74-1111 内線264
大人の健(検)診に関する事	健康・スポーツ課 健康づくり担当 保険年金課 国保・高齢者医療担当	内線263 ファクス74-9141 内線122 ファクス74-5613
ごみの出し方に関する事	環境課 資源廃棄物担当	内線436 ファクス74-1385
町内小・中学校の対応に関する事	教育委員会 学校教育課 学事指導担当	内線521 ファクス75-9907
町内小・中学校のグラウンド利用に関する事	教育委員会 教育施設・給食課	内線542 ファクス75-9907
児童クラブの対応に関する事	保育・青少年課 青少年育成担当	内線155 ファクス74-5613
保育所の対応に関する事	保育・青少年課 保育担当	内線154 ファクス74-5613
妊産婦や乳幼児に関する事	子育て支援課 のびのびすくすく担当	内線165・166 ファクス74-5613
公共施設の休止に関する事	各施設の所管課へお問い合わせください。	こちらをご覧ください https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/important/11565.html
寒川町役場庁舎における感染症対策に関する事	施設再編課 管財担当	内線532 ファクス75-9907
寒川町役場職員における感染症対策に関する事	総務課 職員力推進担当	内線243 ファクス74-9141
納税に困ったとき	収納課 収納担当 (国税に関する事) 国税庁へお問い合わせください。	内線414 ファクス74-1385 国税庁ホームページはこちら https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nohu_konan.html
住民税等の申告に関する事	税務課 町民税担当	内線423 ファクス74-1385
生活資金に困ったとき	寒川町社会福祉協議会	電話74-7621 町社会福祉協議会ホームページはこちら http://www.t-samukawa.or.jp/~shakyo/syakyoo/jigyoo/jigyoo2.html
上下水道料金の支払いに困ったとき	神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所	電話52-6151 県ホームページはこちら https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/ryoukingaido/singatacorona.html
中小企業支援について	産業振興課 商工労政担当	内線763・764 ファクス74-2833

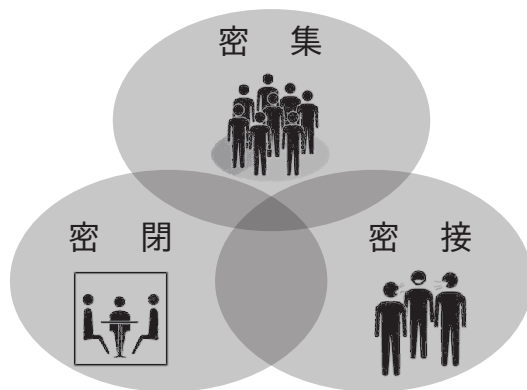
感染予防対策で出来ること

日常生活を見直す「10のこと」

誰もが新型コロナウイルス感染症に感染するリスク・感染させるリスクがあります。あなたと身近な人の「いのち」を守れるよう、日常生活を見直す「10のこと」を紹介します。

3つの「密」を避けましょう

「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」が重なる場所は集団感染のリスクが高まります。感染は「1密」でも起こり得るので避けましょう。



1. ビデオ通話で
オンライン帰省



2. スーパーは1人
または少人数で
空いている
時間に



3. ジョギングは少
人数で公園は空い
た時間帯、場所を
えらぶ



4. 待てる買い物
は通販で、受け取
るときは必ず
マスクを



5. 飲み会はオンラ
インで



6. 診療は遠隔診療
定期受診は間隔を調整



7. 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8. 飲食物は持ち
帰りまたは宅配



9. 仕事は在宅勤務
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持の
ために



10. 会話はマスク
をつけて



こまめに手を洗いましょう！

手にウイルスが付着している可能性があります。帰宅したときや調理の前、食事の前などはこまめに手を洗いましょう。



咳エチケットを守りましょう！

飛沫感染を防ぐためにマスクを着用しましょう。咳やくしゃみをするときはティッシュ・ハンカチ・袖などで口や鼻を押さえます。



あなたと大切な人の「いのち」を守るために
日常生活を見直す「10のこと」を守ろう
3つの「密」を避けよう
「手洗い」を心がけ、「咳エチケット」を守ろう

融 資

資金繰り支援内容一覧表

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度を一覧形式でまとめたものです。

条件		利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定 85 業種 (再分類基準で 1145 業種)	①セーフティネット 5 号 特に重大な影響が生じている業種について ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合	・借入債務の 80%を信用保証協会が保証 ・2.8 億円（別枠。⑨と共有） ・売上高減少の要件を満たせば 保証料・金利ゼロ の対象 ・融資期間：10 年以内、うち据置 5 年以内	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
★マークのついているメニューは追加要件を満たせば実質無利子・無担保の対象 [追加要件] ①個人事業主（小規模に限る） →要件なし ②小規模事業者（法人） →売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②除く事業者） →売上高▲20%減少 利子補給対象上限 （日本公庫等）中小事業 1 億円 国民事業 3,000 万円 （商工中金）危機対応融資 1 億円	小規模事業者の場合	②新型コロナウイルス感染症特別貸付★	・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		③商工中金等による「危機対応融資」★	・3億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
		④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)★	・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
		⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付★	・6000万円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 (運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)★	・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
さらに、 売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	・1000万円（別枠） ・運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫
さらに、 売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証 全国の中小企業・小規模事業者（全業種）の事業者を対象に ※売上高が前年同月比▲15%以上減少する場合	・借入債務の 100%を信用保証協会が保証 ・2.8 億円（別枠） ・ 保証料・金利ゼロ の対象 ・融資期間：10 年以内、うち据置 5 年以内	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、 売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット 4 号 幅広い業種で影響が生じている地域について ※売上高が前年度比▲20%以上減少等の場合	・借入債務の 100%を信用保証協会が保証 ・2.8 億円（別枠。①と共有） ・ 保証料・金利ゼロ の対象 ・融資期間：10 年以内、うち据置 5 年以内	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫

※各メニューの売上高の要件は、日本政策金融公庫と信用保証協会で異なります。各相談窓口等にお問い合わせください。
※このほか、事業者向け支援制度は広報さむかわ 6 月号本紙 5 ページほか、「寒川 EG（エコミックガーデニング）」で検索してください。

おわびと訂正

広報さむかわ 6 月号本紙 17 ページ「採用者」「退職者」の表の内容に誤りがありました。正しくは、右記のとおりです。 **誤**：「うち女性」, **正**：「うち管理職」 おわびして訂正します。

補助金（神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金）

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、①非対面型ビジネスモデル構築・感染症拡大防止、②IT サービス導入、③生産設備導入④ビジネスモデル転換を支援する「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金（緊急支援型）・（再起支援型）」の 2 種類の公募が開始されます。

＜緊急支援型＞ ※対象事業①②③

公募期間：令和 2 年 5 月 22 日（金）～令和 2 年 6 月 15 日（月）
事業実施期間：令和 2 年 4 月 7 日（火）～令和 2 年 5 月 31 日（日）

＜再起支援型＞ ※対象事業①②③④

公募期間：令和 2 年 5 月 22 日（金）～令和 2 年 6 月 30 日（火）
事業実施期間：令和 2 年 4 月 7 日（火）～令和 3 年 1 月 15 日（金）

※緊急支援型と再起支援型の重複申請はできません。

[補助率] 4 分の 3 以内
[取組事例]
①デリバリーサービス利用やテイクアウト窓口設置など 上限100万円
②WEB 会議システム、会計ソフト導入など 上限 100 万円
③個包装ラッピングの設備、搬送用ロボット導入など 上限 200 万円
④新たなビジネスモデルへの転換経費 上限5,000万円

※公募要領および申請書類については、神奈川県ホームページをご覧ください。

経営相談

＜専門家による経営相談支援（地域経済コンシェルジュ）＞

寒川町では、企業・創業希望者の支援として、経営に通じた専門家である地域経済コンシェルジュ（中小企業診断士）による経営相談支援を行なっています。

- ・ 訪問および相談による総合的支援、事業計画、生産性向上、事業承継支援、事業継続力強化計画策定支援、販路拡大等支援、創業支援
- ・ 融資や支援制度についてのご案内（国、県、町の支援制度）

※経営相談支援をご希望の方は産業振興課（☎74-1111 内線761・762）までお気軽にご相談ください

＜中小・小規模企業に専門家を派遣します＞

経営上のさまざまな問題を解決するため公的支援機関の紹介や中小企業診断士、税理士、司法書士、社会保険労務士等を派遣して、専門的な立場から具体的かつ実践的な支援を行います。

経営相談・・・経営に関する悩みを相談できます。
補助金申請・・・補助金の情報、申請に関する相談などができます。

※相談料無料。詳しくは寒川町商工会（☎75-0185）までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対応資金等
～ワンストップ申し込みの流れ～

